

## 議第30号

### 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

#### 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第5項中「790」を「1,090」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。